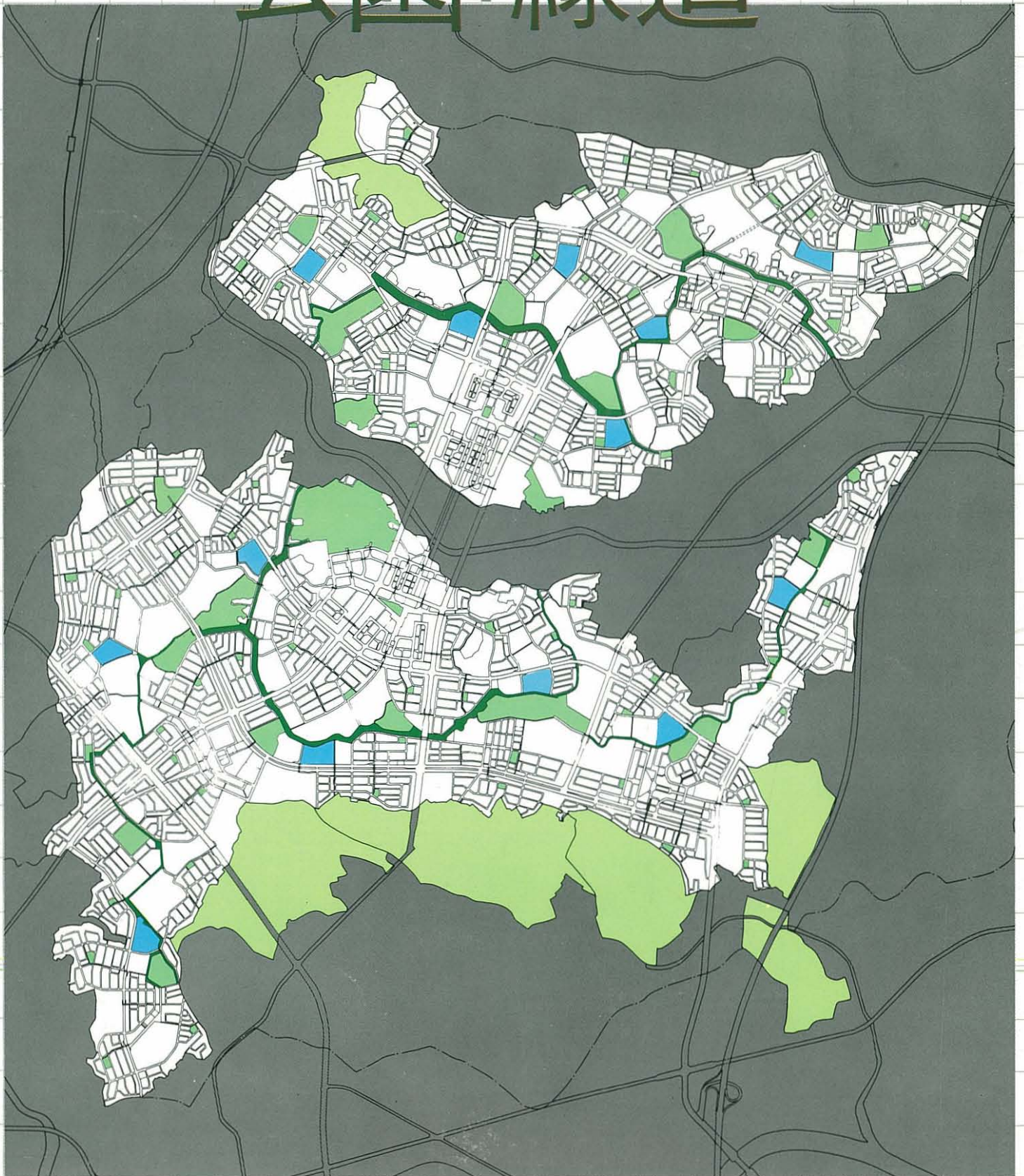




港北ニュータウン

公園・緑道



整備方針

公園・緑地の整備方針

●緑道は、主として現況の谷部に配置し、周囲の相当量の既存樹林と一体的な空間形成を図り、港北ニュータウンの骨格とする。また、緑道はその立地特性、隣接地との関係、景観的な配慮等から、多様性を付加する。

●総合公園は、タウンセンターに隣接して、ほぼニュータウンの中心部に配置した核公園で、現況地形、既存樹林を生かした、より質の高い緑の環境づくりを目指し、多様な緑景観を創出する。また、タウンセンターに隣接していることから、これとのアクティビティの共存を意識し、広場等を設け人の流れを吸収する。

●近隣公園及び地区公園は、それぞれ中学校区と駅勢圏スケールにほぼ対応して配置し、基本的には緑の環境を守り育てる空間構成を図る。これは、埋蔵文化財の包蔵地として現況保存すべき区域を含む場合が多く、また、スポーツ・レクリエーション需要については、ほぼ同一の利用圏域と想定される集合運動場によって吸収されうるためである。

●児童公園は各住区ごとに均等に配置する。ここでは緑の環境づくりに加え、幼児の遊び、利用のし易さに重点を置く。

種別	第一地区		第二地区		計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
総合公園	—	—	1	19	1	19
地区公園	2	11	2	18	4	30
近隣公園	8	20	7	18	15	38
児童公園	26	5	39	7	65	12
計	36	36	49	62	85	99

水辺の空間の創出

緑の環境をより豊かにする効果的な装置として水辺空間を創出する。具体的にはニュータウン全体の骨格となる緑道に「せせらぎ」を配し、さらに緑道に接する公園の要所には、たまりとしての池を配置する。



緑道空間を構成するオープンスペースの整備

- 緑道と連続する各種の施設において、可能な限り緑化を推進し、緑の環境の連続性を図る。
- 2小学校、1中学校に対応して、緑道沿いあるいは歩専用道沿いに配置する集合運動場を、住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として活用する。

●集合住宅地区の斜面緑地、屋敷林、社寺林などの既存樹林を積極的に緑道空間に取込み、都市スケールにおける緑として位置づける。



施設と市民とのかわり

緑の環境を将来的にもより豊かにしていくために、これら公園、緑地の管理、運営において積極的な住民参加を期待する。



公園整備の例

近隣公園9号「せせらぎ公園」

港北ニュータウンのモデルとして先行整備された近隣公園9号は、あえて運動スペースをとらず、せせらぎのたまりとしての池を中心に、公園内の保存緑地とともに緑豊かな水辺空間を創出している。また、この公園の道路橋(B-12橋)は周囲の環境を構成する重要な要素であることから、その形態上の工夫を行う。



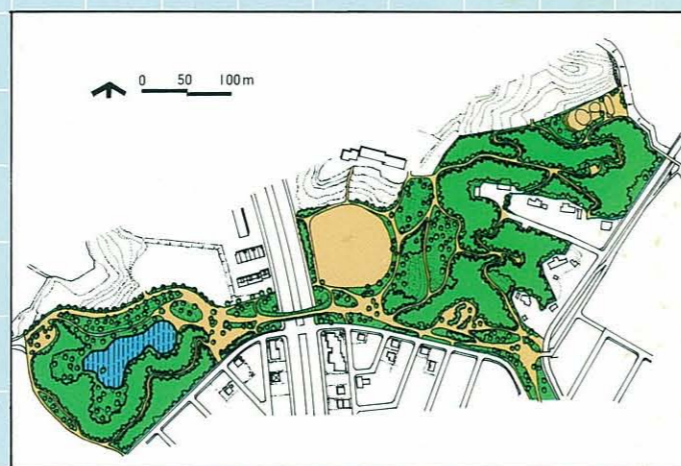
近隣公園9号



B-12橋

地区公園4号

第二地区の基幹的施設となる地区公園4号(約8.8ha)は、集合住宅地に隣接する大規模な自然地形型公園で、周辺の各種施設、建物の設計においても、公園との関わりを重視している。都市計画道路により公園は二分されているが、これらは公園橋により接続する。

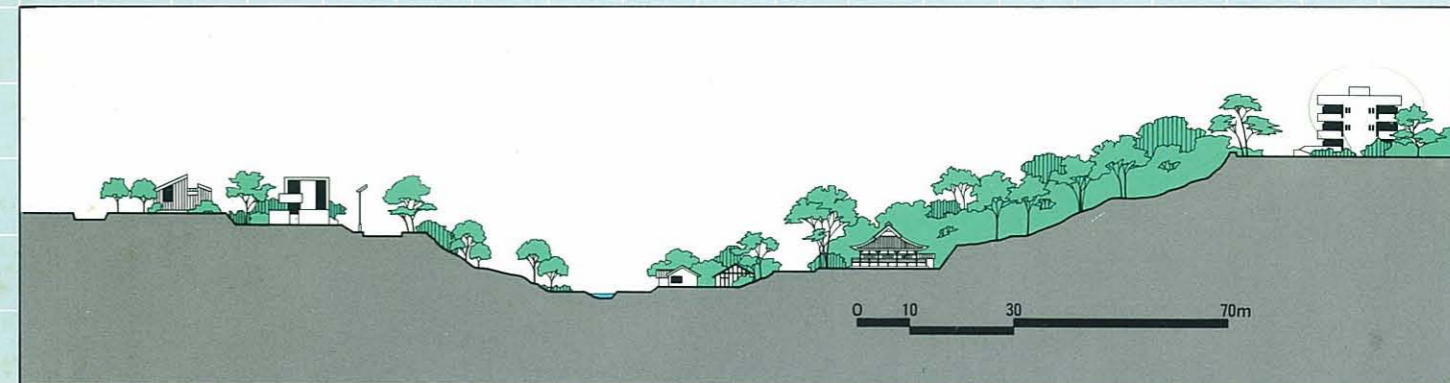


地区公園4号

緑道の設計指針

緑道の幅員は10mから40mで、隣接する神社、仏閣、集合住宅地などの斜面緑地を含めると、緑の幅が100m以上になる部分もあり、総延長は14.5kmに及ぶ。幅員30~40mの基幹緑道には、ゆるい

斜面を利用して、高木を植栽するほか、遊歩路、自転車路、せせらぎ等を設置し、標準幅員10mの緑道は、住宅地内において、宅地側との調和、緩衝空間としての環境保持の機能も果たす空間とする。



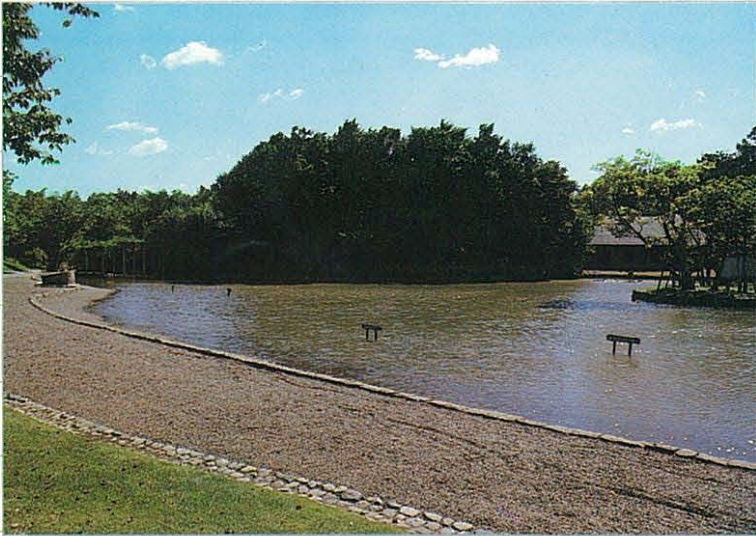
緑道部分の標準断面図



緑道内のせせらぎ



川和中学校沿いの緑道



住宅・都市整備公団 港北開発局